20秒を超え32秒以下の時間	6㎜	135㎟/秒を超え220㎟/秒以下の動粘度	5℃を超える温度
32秒を超え44秒以下の時間	6㎜	220㎟/秒を超え300㎟/秒以下の動粘度	-1℃を超える温度
44秒を超え100秒以下の時間	6㎜	300㎟/秒を超え700㎟/秒以下の動粘度	-5℃を超える温度
100秒を超える時間	6㎜	700㎟/秒を超える動粘度	温度制限なし

別表第１備考２④㈠中「自己反応性物質」の下に「及び重合性物質」を加える。

別表第１備考２④㈣の表中「1L以上のもの」を「1Lを超えるもの」に改め、別表第１備考２④中㈣を㈤とし、㈢を㈣とし、㈡の次に次のように加える。

㈢　次のいずれにも該当する物質は、重合性物質に該当する。

イ　運送の用に供される状態で自己加速重合温度が75℃以下の物質（ただし、自己加速重合温度は、IMDGコード7.3.7.5.1の試験によるものとする。）

ロ　反応熱が300J/ｇ以上のもの

ハ　他の判定基準（備考2(8)に規定する環境有害物質のタイプの判定基準において、いずれかのタイプに該当するものを除く。）に該当しないもの

別表第１備考２⑤㈠の表中「混合物30ｇが燃焼する時間より短いもの」を「混合物30ｇが燃焼する時間未満のもの」に、「標準物質30ｇが燃焼する時間より短いもの」を「標準物質30ｇが燃焼する時間以下のもの」に、「過酸化水素水溶液2.5ｇとファイバーセルロース2.5ｇの混合物の圧力上昇時間より短いもの」を「過酸化水素水溶液2.5ｇとファイバーセルロース2.5ｇの混合物の圧力上昇時間未満のもの」に、「圧力上昇時間より短いもの（容器等級Ⅰ」を「圧力上昇時間以下のもの（容器等級Ⅰ」に改める。

別表第１備考２⑥㈠イの表中「雄及び雌の双方の」を削る。

別表第１備考４の表SP204の項を次のように改める。

SP204	備考2(6)ハの毒物の吸入毒性試験による容器等級の判定基準において容器等級ⅠからⅢまでのいずれかに該当する発煙物質を含むものにあっては、副次危険性等級を6.1とし、備考2(7)の腐食性物質の容器等級の判定基準において容器等級ⅠからⅢまでのいずれかに該当する発煙物質を含むものにあっては、副次危険性等級を8とする。

別表第１備考５の２㈠注３ホ中「中間容器」の下に「及び外装容器」を加える。

別表第１備考５の２㈠注３ヘ中「中間容器」の下に「又は外装容器」を加える。

別表第１備考６㈠㈠P001の表注３中PP81の次に次のように加える。

PP93　国連番号が3532及び3534の危険物に関しては、その安定性が失われた場合に、容器の内部圧力の上昇による破壊を防ぐため、当該容器は、ガス又は蒸気を放出できる構造のものであること。

別表第１備考６㈠㈠P002の表注３中PP85の次に次のように加える。

PP92　国連番号が3531及び3533の危険物に関しては、その安定性が失われた場合に、容器の内部圧力の上昇による破壊を防ぐため、当該容器は、ガス又は蒸気を放出できる構造のものであること。

PP100　国連番号が1309、1323、1333、1376、1435、1449、1457、1472、1476、1483、1509、1516、1567、1869、2210、2858、2878、2968、3089、3096及び3125の危険物に関して、フレキシブル容器又はファイバ板製若しくは木製の容器を使用する場合は、粉末不漏性かつ防水性のもの又は粉末不漏性かつ防水性の内張り付きのものであること。

別表第１備考６㈠㈠P003の表注２中PP91の次に次のように加える。

PP100　国連番号が1408及び2793の危険物に関して、フレキシブル容器又はファイバ板製若しくは木製の容器を使用する場合は、粉末不漏性かつ防水性のもの又は粉末不漏性かつ防水性の内張り付きのものであること。

別表第１備考６㈠㈠P004の表の次に次の表を加える。

P005			
内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
適当な容器、架台、木枠等			

注　1　内燃機関、燃料電池エンジン、内燃機関を有する機械又は燃料電池を有する機械内の危険物が運送中に適切に保護されるよう設計されている場合には、無外装で運送できる。

2　架台、木枠等を用いる場合は、通常の運送状態において緩まないように固定すること。

3　通常の運送中に機械内の危険物を収納する容器に対して損傷がなく、かつ、損傷した場合にあっても機械又は装置から危険物の漏えいがないものとすること。

4　通常の運送中に機械又は装置内において危険物を収納する容器の損傷又は危険物の漏えいを防止するために、当該容器の移動が防止できるように固定し、かつ、緩衝材を施さなければならない。

5　緩衝材を施す場合には、機械内の危険物と危険な反応を生じないものとすること。

6　内燃機関、燃料電池エンジン、内燃機関を有する機械又は燃料電池を有する機械の機能上又は安全操作上必要となる部品（蓄電池、消火器等）は、確実に取り付けること。

別表第１備考６㈠㈠P112(c)の表注４中「金属製の容器」の下に「（金属製の閉鎖装置等を有するものであって、危険物との接触面が金属製でないものを除く。）」を加える。

別表第１備考６㈠㈠P114(b)の表注２中「金属製容器」の下に「（金属製の閉鎖装置等を有するものであって、危険物との接触面が金属製でないものを除く。）」を加える。

別表第１備考６㈠㈠P130の表注中「及び0502」を「、0502及び0510」に改める。

別表第１備考６㈠㈠P137の表注中「「THIS SIDE UP」と」を「は、第三号の二様式の上向き表示を」に改める。

別表第１備考６㈠㈠P200の表中「冷凍用ガス類」を「冷媒用ガス類」に、

2901	塩化臭素	c	P
2983	酸化エチレンと酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの含有率が30質量％以下のもの）	—	—

を

2901	塩化臭素	c	P

に改める。

別表第１備考６㈠㈠P403の表注２中「（容器等級がⅠのもの）」を削り、「1433」の下に「、1436」を、「2813」の下に「、3131、3132、3134、3135」を、「3209」の下に「、3395、3396、3397」を加え、PP83を削る。

別表第１備考６㈠㈠P406の表注３中「金属製容器」の下に「（金属製の閉鎖装置等を有しないものであって、危険物との接触面が金属製でないものを除く。）」を加える。